

事業者向けの主な支援策

新型コロナウイルスの影響を受ける市内の事業者に対して、緊急支援を行います。

市 店舗等 への家賃支援

賃料の5分の4

1期: 4/7~5/6 上限50万円
2期: 5/7~5/31 上限30万円

【申請期限: 7/31】

市家賃支援2期と

不重
可複

県の要請を受け、休業した施設や休業・時間短縮営業した飲食店などの賃料を支援

【市】福岡市家賃支援相談窓口
092-739-8175 (毎日9時~18時)

市 休業等要請対象外施設 への支援

法人:15万円、個人:10万円

※ 売上が30%以上減少した事業者

【申請期限: 7/31】

県が定めた「事業の継続が求められる施設」に該当する施設への支援

※ 宿泊施設、飲食店(時短要請の対象となっていた店舗)、不特定多数の市民と接する機会がない施設(事務所、工場など)は除く。

【市】福岡市休業等要請外施設支援金相談窓口
092-288-2255 (毎日9時~18時)

国 ① 家賃支援給付金

① 賃料の3分の2

または3分の1

② 賃料の15分の1

または30分の1

① 法人: 上限 600万円

個人: 上限 300万円

② 法人: 上限 60万円

個人: 上限 30万円

【申請期限: ① (7/14~) 2021/1/15 ② 準備中】

6ヵ月分
支給

県 ② 家賃軽減支援金

地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金

※ 5月から12月の売上高について

- 1ヵ月で前年同月比50%以上減少 または
- 連続する3ヵ月の合計で前年同月比30%以上減少

① 【国】家賃支援金コールセンター
0120-653-930 (毎日8時30分~19時)

② 【県】福岡県家賃軽減支援金コールセンター
092-285-0013 (毎日9時~17時)

国 持続化給付金

支援対象を拡大 (6/29~)

- ① 雑所得・給与所得で確定申告
- ② 2020年1~3月に創業した事業者

法人: 上限200万円、個人: 上限100万円

※ 売上が50%以上減少した事業者

【申請期限: 2021/1/15】

事業の継続を支え、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金

【国】持続化給付金事業コールセンター
0120-115-570 (毎日8時30分~19時)

県 中小企業経営革新実行支援補助金

感染防止対策: 上限50万円 (対象経費の3/4)

※ 経営革新の承認(変更)を受けている事業者

【申請期限: 6/29~補助金予算額に達する時点まで】

経営革新に取り組む中小企業者の方が、新型コロナウイルス感染症予防に向けた業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に必要な経費を支援

【県】福岡県商工部新事業支援課新分野推進係
092-643-3449 (平日9時~17時)

7月10日現在の情報です

各支援策の詳細・最新情報はホームページをご確認ください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html



福岡市 コロナ

検索

事業者向けの主な支援制度

	支援制度・窓口等	問い合わせ先
給付金（もらえる）	福岡県持続化緊急支援金 申請期限 7月31日まで 前年同月比30%以上50%未満売上が減少した事業者 法人50万円、個人事業主25万円	【県】 持続化緊急支援金 相談窓口 0570-094-894 平日9:00～17:00
	雇用調整助成金 労働者の一時休業などにより 雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を事業主へ助成	【国】 福岡労働局 助成金センター 092-411-4701 平日8:30～17:15 【国】 雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00（土日祝日対応）
	文化芸術活動への支援 文化芸術関係者等の活動継続に向けた必要な経費を支援 フリーランスの実演家等への支援20万円 等	【国】 コールセンター 0120-620-147 10:30～17:00（土日祝日対応）
融資（かりる）	福岡市商工金融資金制度 ・3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」 （融資限度額4千万円、融資期間10年以内（据置期間5年以内）） ・セーフティネット保証4号（売上▲20%） ・セーフティネット保証5号（売上▲5%） ・危機関連保証（売上▲15%）	【市】 中小企業サポートセンター（経営支援課） 092-441-2171 平日9:00～17:00 ※取扱金融機関 （お取引のある又はお近くの金融機関に ご相談ください。）
	日本政策金融公庫の特別貸付 ・実質無利子・無担保融資（特別利子補給） ・既往債務の借換も可能（実質無利子化） ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 ・衛生環境激変対策特別貸付（旅館業、飲食店営業等） ・農林漁業セーフティネット資金農林漁業者向け	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 平日9:00～17:00 土日電話相談専用ダイヤル（9時～16時） 小規模事業者・個人事業主 0120-112476 中小企業 0120-327790 農林漁業者等 0120-926478
猶予	税金、社会保険料の支払い猶予等 事業収入が減少し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予（法人税、消費税、固定資産税など） 厚生年金保険料等を納付することが困難な時は換価・納付の猶予 ※ 詳しくは関係機関にご相談ください。	【国税】 福岡国税局猶予相談センター 【県税】 県税事務所 【市税】 各区納税課、特別滞納整理課 【厚生年金保険料】 年金事務所 【健康保険料】 協会けんぽ加入は年金事務所 健康保険組合加入は組合
相談したい	出張相談会 事業者向け支援施策について各種申請手続きをサポートするための行政書士や社会保険労務士による出張相談会を開催	【市】 事業者向け支援ダイヤル 092-401-0038 平日9:00～18:00
	事業者向け支援ダイヤル どのような支援が受けられるか分からない方の問い合わせに対し、利用可能と思われる 支援策の概要説明と問合せ先を電話で案内	【市】 事業者向け支援ダイヤル 092-401-0038 平日9:00～18:00
	事業者向け共同相談窓口 福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口（総合受付2階） 福岡労働局、福岡商工会議所、福岡市の3者が連携して対応	福岡商工会議所 092-441-2161、092-441-2162 平日9:00～17:00（12～13時除く）

7月10日現在の情報です

各支援策の詳細・最新情報はホームページをご確認ください。

福岡市 コロナ

検索

新型コロナウイルス感染症 事業者向け支援策について

事前予約制
(無料)

出張相談会

のご案内

新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け支援策について、総合相談および各種申請手続きをサポートするため、専門家による出張相談会を実施します。

事業者向け支援策に関する、さまざまなお困りごとを専門家が支援！！

- ・どのような制度を利用できるか分からない方へ支援策を案内
- ・持続化給付金、持続化緊急支援金の申請手続きを行政書士がサポート※
- ・雇用調整助成金の申請手続きを社会保険労務士がサポート※
- ・福岡市の独自支援策について、申請手続きをサポート※

※申請手続きについて助言を行うのみで、代理申請や申請書の受付は行いません。

<新型コロナウイルス感染拡大防止のため>

- ・相談会は事前予約制です。裏面の申込方法に沿ってご予約ください。
- ・相談時間は30分を目安としており、1事業者あたりお一人のみの参加をお願いします。
- ・マスク未着用、体温が37.5度以上ある方の入場はお断りします。

開 催 予 定 日	会 場	日 時	
	東市民センター (東区千早4-21-45)	7月20日(月) 10～16時	※7月13日申込締切
		8月28日(金) 10～16時	※8月21日申込締切
		9月 5日(土) 10～16時	※8月31日申込締切
	城南市民センター (城南区片江5-3-25)	7月29日(水) 10～18時	※7月22日申込締切
		8月19日(水) 10～18時	※8月12日申込締切
	西市民センター(西区内浜1-4-39)	8月 3日(月) 10～16時	※7月27日申込締切
	さざんびあ博多 (博多区南本町2-3-1)	8月 6日(木) 10～16時	※7月30日申込締切
		9月 8日(火) 10～18時	※9月 1日申込締切
	男女共同参画推進センターアミカス (南区高宮3-3-1)	8月12日(水) 10時半～16時	※8月 5日申込締切
	早良市民センター (早良区百道2-2-1)	8月17日(月) 10～18時	※8月11日申込締切
		9月12日(土) 14～20時	※9月 7日申込締切
	中央市民センター(中央区赤坂2-5-8)	8月26日(水) 14～20時	※8月19日申込締切

※ 時間は相談開始時間であり、各会場の終了時刻は最終の相談開始時間の30分後です。

例) 東市民センター：16時が最終の相談開始時間、会場終了時刻は16時30分です。

相談会への申込方法については、裏面をご覧ください。

<申込～相談会までの流れ>

各相談会の**申込締切まで**に、電話・FAX・メールにて下記必要事項をご連絡ください。希望内容を基に、相談時間を調整したうえで、後日担当から連絡いたします。※相談会は事前予約制、先着順です。



【電話】 **092-401-0038**（事業者向け支援ダイヤル 平日 9 時～18 時）

【FAX】 下記必要事項を記入のうえ、**092-733-5593**へFAXを送付してください。

【メール】 下記必要事項をメール本文に記載、または記入済の申込書を写真で撮影したものを、**seisakuchosei.EPB@city.fukuoka.lg.jp**まで送付してください。

事業者向け支援に関する出張相談会 申込書（FAX・メール）

<必要事項>

（１）希望する会場・相談時間（**30分単位**）を下記にご記入ください。

記入例）7月15日 西市民センター 14時30分から30分

第1希望	開催日	会場	相談時間
	月 日		時 分から30分
第2希望	開催日	会場	相談時間
	月 日		時 分から30分
第3希望	開催日	会場	相談時間
	月 日		時 分から30分

（２）相談したい支援策に ☒ チェックを記載してください。

【総合相談】 どのような支援策を受けられるか知りたい	☐
【市支援策】 店舗への家賃支援(申請期限：令和2年7月31日)	☐
【市支援策】 休業要請対象外施設への支援(申請期限：令和2年7月31日)	☐
【国支援策】 持続化給付金(申請期限：令和3年1月15日)	☐
【県支援策】 持続化緊急支援金(申請期限：令和2年7月31日)	☐
【国支援策】 家賃支援給付金(申請期限：令和3年1月15日)	☐
【県支援策】 家賃軽減支援金	☐
【国支援策】 雇用調整助成金	☐
その他（ ）	☐

（３）申込事業者 ※連絡先は必ずご記入ください。お預かりした個人情報は本事業に係る連絡にのみ使用します。

フリガナ	
企業名・事業所名	
所在地	
フリガナ	
担当者名（来場者）	
TEL	FAX

新型コロナウイルス感染症 事業者向け支援策について

事前予約制
(無料)

専門家を派遣 します！

新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け支援策について、各種申請手続きをサポートするため、事業者団体主催の相談会へ専門家を無料で派遣します。

事業者向け支援策に関する、さまざまなお困りごとを専門家が支援！！

- ・どのような制度を利用できるか分からない方へ支援策を案内
- ・持続化給付金、持続化緊急支援金の申請手続きを行政書士がサポート※
- ・雇用調整助成金の申請手続きを社会保険労務士がサポート※
- ・福岡市の独自支援策について、申請手続きをサポート※

※申請手続きについて助言を行うのみで、代理申請や申請書の受付は行いません。

<派遣内容>

事業者団体主催の相談会会場（市内に限る）へ行政書士・社会保険労務士を無料で派遣します。（時間は1回あたり5時間まで）

<派遣時期>

令和2年6月24日～9月30日（予定）

<申込受付>

令和2年6月12日（金）より受付開始

※派遣申込は電話・FAX・メールで受け付けます。

詳しくは裏面をご確認ください。

主催者団体へのお願い

- ・相談会会場の確保・設営・運営および参加事業者への連絡調整は、主催団体でお願いします。
- ・相談会運営にあたっては、人と人との間隔を十分に確保する、会場入室時の消毒など、感染防止対策の徹底をお願いします。

専門家派遣の申込方法については、裏面をご覧ください。

相談会開催日の**7日前までに**、電話・FAX・メールで下記必要事項をご連絡ください。
後日、正式な派遣内容を担当が連絡し、事前打ち合わせをさせていただきます。



【電話】 092-711-4326 (經濟觀光文化局 政策調整課 平日 9 時～18 時)

【FAX】 下記必要事項を記入のうえ、092-733-5593へFAXを送付してください。

【メール】 下記必要事項をメール本文に記載、または記入済の申込書を写真で撮影したものを、seisakuchosei.EPB@city.fukuoka.lg.jpまで送付してください。

事業者向け支援に関する専門家派遣 申込書 (FAX・メール)

(1) 派遣を希望する相談会について

開催日	令和2年	月	日	(曜日)
会場所在地				
相談会の名称				
派遣希望時間	時	分から	時	分まで
参加事業者数	事業者			
相談会形式	個別相談会・全体説明会			

(2) 専門家による支援を希望する項目をお伝えください。(複数回答可)

【総合相談】 どのような支援策を受けられるか知りたい	☐
【市支援策】 店舗への家賃支援(申請期限：令和2年7月31日)	☐
【市支援策】 休業要請対象外施設への支援(申請期限：令和2年7月31日)	☐
【国支援策】 持続化給付金(申請期限：令和3年1月15日)	☐
【県支援策】 持続化緊急支援金(申請期限：令和2年7月31日)	☐
【国支援策】 家賃支援給付金(申請期限：令和3年1月15日)	☐
【県支援策】 家賃軽減支援金	☐
【国支援策】 雇用調整助成金	☐
その他 ()	☐

(3) 申込団体

フリガナ		
団体名		
所在地		
フリガナ		
担当者名		
TEL	FAX	